# 第4期小田原市障がい福祉計画

計画期間:平成27年度~平成29年度

小田原市

# ~~~~~ 目 次 ~~~~~

第1章 計画策定の背景・趣旨等	
1 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の法的根拠と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 計画の基本理念と基本目標	
1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 本計画における視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3章 第2期~第3期計画における指定障害福祉サービスの利用実績	
1 指定障害福祉サービスの利用実績 ・・・・・・・・	8
第4章 2017年度(平成29年度)の目標及び数値の設定	
1 福祉施設入所者の地域生活の移行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2 福祉施設から一般就労の移行 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
(1)福祉施設から一般就労への移行者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2)就労移行支援事業の利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(3) 就 労 移 行 支 援 事 業 所 ご と の 就 労 移 行 率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3 地域生活支援拠点等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4 障害児支援のための計画的な基盤整備について ・・・・・・・	15
(1)中核的な児童発達支援センターの体制整備について・・・・・	15
(2)子育て支援に係る施策や教育との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	<del>/-</del>
第 5 章 指定障害福祉サービス・障害児通所サービスの見込量及び見込量確保のための方領	
1 訪問系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2 日中活動系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3 居住系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4 相談支援	26
5 障害児通所支援等のサービス ・・・・・・・・・・・・	28

# 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

	1	実	施す	る	事	業 (	クタ	勺容	\$	•	•	•							•	•	•	•	•			•	•	•	3 1
	(1	) 必	須哥	事当	Ě																								3 1
	(2	?)任	意事	事当	Ě																								32
	2	必:	須 事	業	の 5	実力	包 七	犬 汅	己及	とて	ド見	li	ᇫ 툴	置 等	É														34
	3	必:	須 事	業	の」	見讠	Σ 툴	量 確	奎伢	₹ σ.	)た	= &	5 O	りナ	5 角	包		•											39
Í	第 7	章	計員	画(	か 達	成	状	況	の	点	検	及	び	評	価														40
ź	参考	1	用言	吾角	解 説	<u>,</u> .																					•		41
ź	参考	2	基码	濋 詞	周査	及	び	市	民	意	見	等	の	募	集	に	つ	い	て										43
ź	参考	3	第一	4 ‡	胡計	· 画	の	策	定	経	過																•		45
á	参考	4	第一	4 <b>j</b>	胡計	. 画	に	お	け	る	指	定	障	害	福	祉	サ	_	ビ	ス	等	の	見	込	量	_	覧		46

# 第1章 計画策定の背景・趣旨等

#### 計画策定の背景

障害福祉サービスは、2006年度(平成18年度)の障害者自立支援法の施行により、障がいの種別ごと行なわれていたサービスや施設が再編され、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、3か年を1期として、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」を策定することが市町村に義務付けられ、本市でも2007年(平成19年)3月に「小田原市障害福祉計画」を策定しました。

障害者自立支援法については、1割を原則とする利用者負担、サービス報酬の支払体系が月額から日額になったことに伴う事業者の減収など、様々な問題点が指摘されたため、2007年度(平成19年度)から低所得者層の利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置や障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置などが実施され、2010年(平成22年)4月には、低所得者層の利用者負担が無料化されました。

この様な状況のもと、国では、2009年(平成 21年)12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」において制度改革に向けた議論が行なわれ、2010年(平成 22年)6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、障害者自立支援法に替わる新たな「障害者総合福祉法(仮称)」を 2013年(平成 25年)8月までに施行することを目指すことなど、障がい者制度改革及び横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方が示されました。

また、2010年(平成22年)12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)」が公布され、「同行援護」が新たなサービスとして指定障害福祉サー

ビスに追加されたほか、「指定相談支援 (サービス利用計画の作成)」の対象 の拡大、利用者負担については、応益負担を応能負担化するなどの改正が行 われました。

さらに、2013 年度(平成 25 年度)からは、障害者自立支援法が改正され、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害 者総合支援法」という。)として施行されました。障害者総合支援法は、障が い者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するた め、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会 が確保され、地域社会における共生を妨げられないことや社会的障壁を取り 除くことについて、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念 として掲げています。

これらの状況の中、こうした状況を踏まえると、今後の法改正により、計画の途中で見直しが必要になるものと考えられますが、現時点での障がい児者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「第4期小田原市障がい福祉計画」を 策定するものです。

#### 計 画 の 法 的 根 拠 と 趣 旨

2

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定により、策定が義務付けられており、指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

なお、計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第 87 条第 1項の規定に基づき、国から基本指針「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第 395 号)(最終改正平成 26 年厚生労働省告示第 231 号)」(以下、「基本的な指針」という。)が示されているため、この計画も国の基本

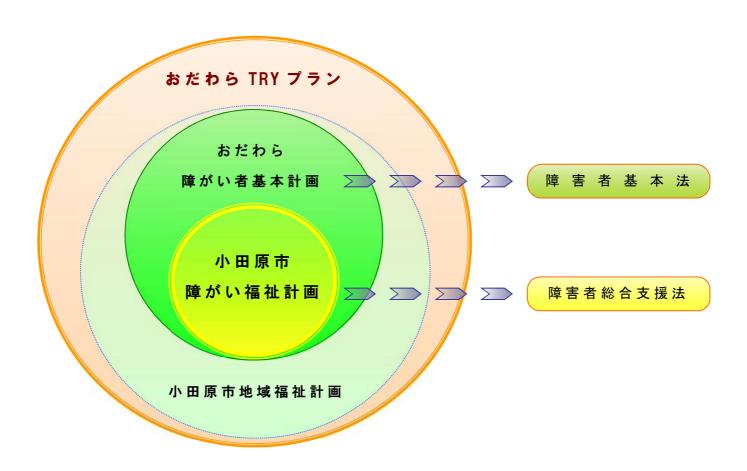
指針に沿って策定しています。

#### 3 計画の性格

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第3章として、障害福祉サービスに関する特定の指針として 取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」 と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第 5 次総合計画である「おだわら TRY プラン」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「おだわら TRY プラン」や「小田原市地域福祉計画」、県の「かながわの障害福祉グランドデザイン」、「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」、国の「新障害者プラン」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



# 4 計画の期間

本市では、2007年(平成19年)3月に第1期障害福祉計画(平成18年度から平成20年度まで)を策定し、2011年度(平成23年度)末における地域生活に移行する方の数値目標等と各サービスの利用見込量を設定しました。その後、2011年度(平成23年度)末における地域生活に移行する方の数値目標等を再検討し、2009年度(平成21年度)から2011年度(平成23年度)までの各サービスの利用見込量を設定した第2期障害福祉計画を、2009年(平成21年)3月に策定しました。2011年度(平成23年度)には、2014年度(平成26年度)末における地域生活に移行する方の数値目標等と2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの各サービスの利用見込量について、第3期計画を策定しました。

この度、2014年度(平成 26年度)末をもって、第 3 期計画が終了することとなるため、2017年度(平成 29年度)末における地域生活に移行する方の数値目標等と 2015年度(平成 27年度)から 2017年度(平成 29年度)までの各サービスの利用見込量について、第 4 期計画を策定しました。

# スケジュール図

	2007 (H19)					2013 (H25)			2017 (H29)
策 、、	第1期計画	期間							
		策 、	計画期						
				\  策  定 	第 3 期	計画期「	間		
							  策 \  定 /	月計画期	

# 第2章 計画の基本理念と基本目標

# 1 基本理念

本計画は、「おだわら障がい者基本計画」における特定のサービスに関する 計画となりますので、本計画においても、「おだわら障がい者基本計画」の基 本理念を継承し、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

「おだわら障がい者基本計画」では、すべての人が「人」としての尊厳を認め合い、また、社会の中では、いろいろな人が共に生活しているという「人の多様性」を認め、誰もがそれぞれの地域で生きがいを持って暮らしている理想的な地域福祉を築き上げることができるよう、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げています。

本計画においても、この理念に従って、歴史と風土に培われた「人」と「人とのつながり」を大切にする、小田原の心を生かした小田原らしい障がい福祉の充実を目指し、市民と協働して、計画の推進を図っていきたいと考えます。

#### 2 基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、本計画における 基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこと とします。

#### ■ 障がい者の自立と社会参加の実現

障がい者の自立と社会参加を実現するためには、障がい者が自らの選択 で、生活する場やサービス利用を決定できることが重要です。

障がい者の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障がい者の ニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めます。

また、障がい者の"こうした手助けが欲しい"という思いと、実際に提供 されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を 図るため、障がい者の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整備を行い、障がい者の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

#### ■ 利用者本位のサービス体系の提供

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的 障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等の障がい児者とし、障害の区 別なくサービスの充実を図り、神奈川県の支援等を通じて、地域間格差の 是正を図るとともに、本市の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体 系の提供に努めます。

# ■ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の関係機関との情報共有や連携を推進するほか、地域生活支援の拠点づくりを図るとともに、地域の社会資源を最大限に活用していく仕組みづくりに努めます。

#### 3 本計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要な障害福祉サービスの量の見込みや目標設定を行います。

# ■ 必要な訪問系サービスの保障

入所施設から地域に生活の場を移行した方など、新たな利用の見込みを 含め、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等 包括支援、同行援護)を必要とする方に、必要なサービスが提供されるよ うにサービスの必要量を見込み、サービスの提供体制の確保に取り組んで いきます。

#### ■ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動センター)の利用を希望する方に、必要なサービスが提供されるようにサービスの必要量を見込み、サービスの提供体制の確保に取り組んでいきます。

#### ■ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホーム(共同生活援助を提供する住居)の整備を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービス提供により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように必要なサービス量を見込み、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。

#### ■ 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

# 第3章 第2期~第3期計画における指定障害 福祉サービスの利用実績

指定障害福祉サービスの利用実績

1

(上段:実績値 中段:計画値 下段:達成率)

			第	2 期計画	E .	第 3 期計画				
サービス種別		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年 度 (推計)		
訪問系サ	居 宅 介 護 重度訪問介護	時間	4,726 (3,807) 124%	5,718 (4,030) 142%	6,080 (4,468) 136%	6,175 (7,085) 87%	6,490 (7,683) 84%	6,925 (8,156) 85%		
リービス	行 動 援 護 重度障害者等 包 括 支 援	人	156 (131) 119%	193 (137) 141%	207 (150) 138%	244 (263) 93%	261 (282) 93%	245 (300) 82%		
日	<b>上汗</b>	人日	3,878 (3,944) 98%	4,215 (4,250) 99%	4,958 (6,392) 78%	7,363 (7,600) 97%	7,530 (7,790) 97%	7,756 (7,980) 97%		
中	生活介護	人	208 (232) 90%	226 (250) 90%	266 (376) 71%	382 (400) 96%	390 (410) 95%	383 (420) 91%		
動系	自立訓練	人日	118 (105) 112%	80 (120) 67%	88 (120) 73%	100 (120) 83%	118 (120) 98%	116 (130) 89%		
# I	(機能訓練)	Д	12 ( 7) 171%	10 (8) 125%	11 (8) 138%	12 (12) 100%	12 (12) 100%	12 (13) 92%		
ビス		人日	580 (756) 77%	431 (777) 55%	540 (1,071) 50%	722 (810) 89%	395 (828) 48%	386 (828) 47%		
		人	31 (36) 86%	25 (37) 68%	30 ( 51) 59%	39 (45) 87%	20 (46) 43%	19 ( 46) 41%		

<sup>※</sup> 実績値は、各年度3月分(例:平成21年度→平成22年3月分)です。平成26年度は、 平成26年7月の実績値をもとにした推計です。

<sup>※</sup> 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。

(上段:実績値 中段:計画値 下段:達成率)

			<i></i>	5 2 期計画	<u> </u>	살	3 期計画	<u> </u>
++	ービス種別	単位	7	7 4 7 1 1 1 1 1	<u> </u>	<del>/</del>		,
	これ程が	平 位	H21 年度	H22 年 度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (推計)
			1,297	1,217	1,292	849	733	911
		人日	(684)	(760)	(969)	(1,159)	(1,368)	(1,368)
	<u> </u>		190%	160%	133%	73%	54%	67%
	就労移行支援		60	67	68	49	37	45
		人	(36)	(40)	(51)	(61)	(72)	(72)
			167%	168%	133%	80%	51%	63%
_			67	59	84	99	103	113
		人日	(66)	(88)	(88)	(84)	(105)	(105)
中	•		102%	67%	95%	118%	98%	108%
	(A型)		3	3	4	5	5	5
活		人	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)
動			100%	75%	100%	125%	100%	100%
-			2,533	3,028	3,906	4,852	5,559	6,157
系		人日	(2,622)	(2,907)	(4,256)	(5,166)	(5,346)	(5,526)
   <del> </del>	就労継続支援		97%	104%	92%	94%	104%	111%
١. ا	(В型)		134	177	217	290	334	338
		人	(138)	(153)	(224)	(287)	(297)	(307)
ビ			97%	116%	97%	101%	112%	110%
_			2	4	4	27	26	30
ス	療養介護	人	(4)	(5)	(5)	(20)	(22)	(24)
			50%	80%	80%	135%	118%	125%
			378	392	472	562	548	603
	h= +0 3 =r'	人日	(440)	(480)	(520)	(480)	(496)	(512)
			86%	82%	91%	117%	110%	118%
	短期入所		5 7	49	59	79	89	118
		人	(55)	(60)	(65)	(60)	(62)	(64)
			104%	82%	91%	132%	144%	184%

(上段:実績値 中段:計画値 下段:達成率)

サービス種別			第	2 期計画	画	第3期計画			
		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年 度 (推計)	
居住系サ	グループホーム ケ ア ホ ー ム	人	82 (93) 88%	88 (104) 85%	89 (125) 71%	105 (99) 106%	116 (109) 106%	127 (119) 107%	
リービス	施設入所支援	人	114 (111) 103%	115 (118) 97%	144 (178) 81%	202 (195) 104%	200 (187) 107%	197 (179) 110%	
指 (サ-	定 相 談 支 援 -ビス利用計画の作成)	Д	1 ( 4) 25%	0 ( 4) 0%	0 ( 8) 0%	47 (96) 49%	86 (200) 43%	65 (234) 28%	

訪問系サービスについては、総利用時間、実利用者数ともに、増加傾向にありますが、一人一月あたりの平均利用時間(表になし)は、第2期計画期間中が29.4時間~30.3%時間、第3期計画期間中が24.9時間~28.3時間と若干の減少が見られます。

日中活動系サービスについては、生活介護及び短期入所の利用日数、実利用者数に明らかな増加傾向が見られます。就労移行支援については、利用日数、実利用者数ともに減少傾向が見られるほか、就労継続支援(A型)サービスは、市内に同サービスを提供する事業所がないため、サービス利用が低迷しています。

居住系サービスについては、グループホーム・ケアホームは地域で暮らす ための重要な社会基盤となるものですが、少しずつグループホーム・ケアホ ームへの利用者が増加しています。

指定相談支援(サービス利用計画の作成)については、障害者総合支援法の施行によりサービス利用計画作成の対象者の拡大が図られたことから、大幅に利用者が増加しています。

# 第4章 2017 年度(平成 29 年度)の目標及び 数値の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、2017年度(平成29年度)を目標年度として、次のような目標等を設定します。

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### ■ 基本的な考え方

1

第3期計画では、平成26年度末の地域生活移行者数の目標値を36人としていましたが、平成25年10月1日までで27人が移行していることから、平成26年度末までの移行者を32人と見込み、4人が当初の目標から不足する見込みになります。これは、第3期計画の基準値である平成17年10月1日現在の施設入所者数192人の2%に相当するので、平成26年度末から平成29年度末にかけて地域生活へ移行した率を国の基本指針の12%に2%を加えた14%とします。

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図るとともに、新たに施設入所を必要とするかたとのバランスを取りながら、2017年度(平成 29年度)末の施設入所者を192人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。【表1】

# ◆ 国の基本指針

- (1) 平成 17 年 10 月から平成 24 年度末の地域移行した者の人数の平均伸び率(2.88%)を基に、平成 29 年度末時点での地域移行する者の割合を、平成 25 年度末時点の施設入所者数の12%以上と設定している。
- (2) 平成 26 年度までの成果目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を、平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしている。
- (3) 施設入所者数については、平成 25 年度末時点の施設入所者数から、 4%以上の削減をする。

# 【表 1】

	項目		目標値等	考え方
【基準値】	施設入所者数	A	200 人	平成 26 年 3 月時点の施 設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数	В	28 人	基準値 A のうち、平成 29 年度末までに地域生活 へ移行する者の目標値
			14.0%	基準値 A に占める割合
【見込値】	新 た な 施 設 入 所 支 援 利 用 者 数	C	20 人	平成 26 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者の見込み数
【見込値】	平成 29 年度末の施設 入所者数	D	192 人	A — B + C
【目標値】	施設入所者削減数	E	8 人	A — D
			4.0%	基準値Aに占める割合

# 2 福祉施設から一般就労への移行

# (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

2005年度(平成17年度)中に一般就労へ移行した福祉施設利用者の数は4人でしたが、直近3か年の実績では、次のようになり、一般就労への移行が進んでいると考えられます。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
13 人	19 人	16 人

本市では、このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、2017年度(平成29年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を過去3年間の平均値16人の2倍である32人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

項目	数值	考え方
【目標値】 一般就労へ移行する福 祉施設利用者数	32 人	平成 29 年度中に一般就 労へ移行する福祉施設 利用者数

#### ◆ 国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に 一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましい。

# (2) 就 労 移 行 支 援 事 業 の 利 用 者 数

2013 年度(平成 25 年度)末の利用者数は37人でした。障がい者の生活の安定のために一般就労移行は欠かせないことから、事業所の定員数などを勘案しつつ、就労移行支援事業の拡大を目指しながら、利用者数の増加を図り、2017年度(平成 29 年度)末の時点での利用者数が59人(2013年度(平成 25 年度)末の利用者数37人の6割増)になるよう目指します。

項目	数值	考え方
【実績値】 就労移行支援事業の利 【実績値】 者数	9 月 37 人	平成 25 年度末の就労移 行支援事業の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業の利 者数	1 用 59 人	平成 29 年度末の就労移 行支援事業の利用者数

#### ◆ 国の基本指針

当該目標値(福祉施設から一般就労への移行者数)を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加することを目指すものとする。

# (3) 就 労 移 行 支 援 事 業 所 ご と の 就 労 移 行 率

市内には3か所の就労移行支援事業所があり、各事業所の2013年度(平成25年度)中の就労移行率は、10~20%となっています。就労移行率を上げるための方策や情報などを事業所と行政で共有しながら、利用者のニーズと適性にあった就業を目指すとともに、就労移行率の向上を図ります。

# ◆ 国の基本指針

当該目標値(福祉施設から一般就労への移行者数)を達成するため、事業所 ごとの就労移行率に係る目標値を設定するものとし、事業所ごとの就労移行率 については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全 体の5割以上とすることを目指すものとする。

#### ■障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

本市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、 国等が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 第9条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図 るための方針」を平成25年度から制定しています。

この調達方針では、適用範囲を小田原市役所の全組織とし、全庁的な位置付けにしています。また、調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とするほか、調達できるものは積極的に調達に努めるものとしています。

本市では、今後とも調達方針を定め、積極的に障害者就労施設等からの 物品等の調達を実施していきます。

# 3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、今後低下が懸念される家族介護力の低下や障がい者の高齢化などに対応していくため、入所施設やグループホームなどの居住支援機能、障がい者や家族等からの相談や短期入所などを受けられる地域支援機能、生活介護や訓練など日中活動系のサービス機能を有する事業所を地域生活支援拠

点として位置付け、事業者との連携のもと、地域で生活する障がい者を支援 していく仕組みをつくっていきます。

また、障がい者の高齢化と地域移行が進む中、包括ケアや在宅医療との連携が不可欠となってくることから、本市における地域包括ケアシステムとの連携を検討していく必要があります。

#### ◆ 国の基本指針

地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備を図る。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが必要である。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要である。

#### 障がい児支援のための計画的な基盤整備について

#### (1) 中核的な児童発達支援センターの体制整備について

市内には、児童発達支援を実施している事業所が4か所あり、そのうち 1か所が児童発達支援センターとなっています。

本市の児童発達支援においては、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしつつ、将来的には、圏域での利用を念頭に、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設を位置づけ、そこを中心に圏域内の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制づくりを図っていきます。

# (2)子育て支援に係る施策や教育との連携

妊娠期から誕生後の乳幼児及び保護者の支援として、子育て政策部門の こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業、母子保健部門の妊婦健康 診査、未熟児訪問事業、乳幼児健康診査(4か月、8~9か月、1歳6か月、3歳)を実施しているほか、これらの結果などをもとに、障がい児支援部門、子育て政策部門、母子保健部門が情報共有し、障がい児の早期発見・早期支援に努めています。また、児童の就学時に行われる就学指導委員会や発達障がい児者庁内ネットワーク会議など、教育委員会と医療、子育て政策、母子保健、障がい児支援やその他専門機関による連携や情報交換をさらに強化していきます。

#### ◆ 国の基本指針

児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る必要がある。特に、保育所等訪問支援等の実施される体制を構築することが望ましい。

また、子育て支援に係る施策や教育との連携体制の確保することが必要である。

# 第5章 指定障害福祉サービス・障害児通所サー ビスの見込量及び見込量確保のための方策

#### 1 │訪問系サービス

#### (1) サービスの概要

# ア 居宅介護 (ホームヘルプ)

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

#### イ 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護を要する 人に対して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家 事援助その他の生活全般に関する援助を行うほか、外出時における移動 中の介護も総合的に行うサービスです。

#### ウ行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

#### 工重度障害者等包括支援

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

#### 才 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとと

もに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外 出する際に必要な援助を行うサービスです。

# (2) サービスの見込量(1か月あたり)

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護)の第4期計画における見込量は、2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの利用実績を基礎とし、居宅介護の利用者数の増加や施設入所者の地域移行による利用量の増加などを踏まえ、利用量(時間)及び利用者数を見込んでいます。

	訪問系	サービスの	見 込 量	(1 か月	あたり)
--	-----	-------	-------	-------	------

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第 4 期 計 画 見 込 量		
		平 成 25 年 度		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
居宅介護重度訪問介護	6,175h	6,490h	6,925h	7,321h	7,721h	8,120h
行動援護重度障害者等包括支援同行援護	244 人	261 人	245 人	288 人	307 人	326 人

<sup>※</sup> 実績値は、各年度 3 月分(例:平成 24 年度→平成 25 年 3 月分)です。平成 26 年度は、平成 26 年 7 月の実績値をもとにした推計です。

#### (3) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、2014年 (平成26年)6月現在26か所と第3期障がい福祉計画の基礎資料とした2011年(平成23年)7月現在の22か所と比べ、4か所増えていますが、利用量も年々増加しているため、事業の拡大を事業者に働きかけていくほか、新規参入のための情報提供などに努めます。

<sup>※</sup> 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。 (本章において、別に表記がない限り同様です。)

#### 2 日中活動系サービス

# (1) サービスの概要

#### ア生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援を必要とする障がいがある人に対して、障害者支援施設などで入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

#### イ 自立訓練 (機能訓練)

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。

#### ウ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は 社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおい て、食事や家事などの日常生活能力を向上するために必要な支援を行 うサービスです。

#### 工就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者を対象に、生産活動、職場体験 その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のため の訓練などの支援を一定期間(原則 2 4 か月以内)行うサービスです。

#### 才 就労継続支援(A型)

一般企業等での就労に結び付かなかった障がい者であって、雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約の締結による就労の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

#### 力 就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難である人を対象に、就労の機会を提供するほか、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

#### キ療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分が6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人または障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を、医療機関において行うサービスです。

#### ク 短期入所 (ショートステイ)

介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときに、障害者支援施設等へ短期間の入所を実施することにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を受けるサービスです。

# (2) サービスの見込量(1か月あたり)

# ア生活介護

第4期計画における見込量は、2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

# 生活介護サービスの見込量(1 か月あたり)

					第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
						平 成 25 年 度		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
		<b>`</b>	^	=#	7,363人日	7,530人日	7,756人日	7,943人日	8,139人日	8,336人日
生	. ,	活 	介	護	382 人	390 人	383 人	400 人	410 人	420 人

# イ 自立訓練 (機能訓練)

第 4 期計画における見込量は、2012 年度(平成 24 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)までの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数 を見込んでいます。

自立訓練(機能訓練)サービスの見込量(1 か月あたり)

		第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平成 27 年度	平 成 28 年 度	平成 29 年度	
自 立 訓 練	100人日	118人日	116人日	117人日	119人日	122人日	
(機能訓練)	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	13 人	

# ウ 自立訓練(生活訓練)

第4期計画における見込量は、2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自 立 訓 練 (生 活 訓 練)サービスの見 込 量 (1 か月 あたり)

	第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は見込値)			第 4 期 計 画 見 込 量		
		平 成 25 年 度		平 成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練	722人日	395人日	386人日	420人日	420人日	420人日
(生活訓練)	39 人	20 人	19 人	20 人	20 人	20 人

# 工就労移行支援

第 4 期計画における見込量は、2012 年度(平成 24 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)までの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減 などや国の目標値等を考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就 労 移 行 支 援 サービスの見 込 量(1 か月 あたり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
		平 成 25 年 度		平 成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
	849人日	733人日	911人日	980人日	1,080人日	1,180人日
就労移行支援	49 人	37 人	45 人	49 人	54 人	59 人

# 才 就労継続支援 ( A 型)

第 4 期計画における見込量は、2012 年度(平成 24 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)までの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数 を見込んでいます。

就 労 継 続 支 援 (A型)サービスの見 込 量 (1 か月 あたり)

		朝計画利用 26年度は見		第 3 期 計 画 見 込 量		
		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度		平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
就労継続支援	99人日	103人日	113人日	129人日	138人日	147人日
( A 型 )	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人	7 人

# 力 就労継続支援 (B型)

第 4 期計画における見込量は、2012 年度(平成 24 年度)から 2014 年度(平成 26 年度)までの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減 などを考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就 労 継 続 支 援 (B型)サービスの見 込 量 (1 か月 あたり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
		平 成 25 年 度		平 成 27 年 度		平成 29 年度
就労継続支援	4,852人日	5,559人日	6,157人日	6,828人日	7,450人日	8,104人日
( B 型 )	287 人	297 人	307 人	369 人	382 人	406 人

# キ療養介護

第4期計画における見込量は、2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

療養介護サービスの見込量(1か月あたり)

				第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は推計)			第 4 期 計 画 見 込 量			
				平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	
療	養	介	護	27 人	26 人	30 人	30 人	30 人	30 人	

# ク 短期入所 (ショートステイ)

第4期計画における見込量は、2012年度(平成24年度)から2014年度(平成26年度)までの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減などを考慮し、今期については、福祉型と医療型に別け、利用量及び利用者数を見込んでいます。

短期入所(ショートステイ)サービスの見込量(1か月あたり)

		第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量			
		平 成 25 年 度			平成 28 年度			
短 期 入 所	562人日	510人日	559人日	613人日	660人日	707人日		
(福 祉 型)	72 人	81 人	108人	108 人	119 人	130 人		
短 期 入 所	36人日	38人日	44人日	46人日	48人日	50人日		
(医療型)	7 人	8 人	10 人	11 人	12 人	13 人		

#### (3) 見込量確保のための方策

障がい者の地域生活の促進を図るには、地域で生き生きと暮らすための日中活動の場が必要となります。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供等を行うとともに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

障がい者の自立を推進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行は、重要な要素であることから、就労移行支援事業等の定員や受入れの拡大、新規参入について、事業者に働きかけていきます。

# 3 居住系サービス

# (1) サービスの概要

# ア共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)は、共同生活を行う住居で、夜間や 休日に、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

# イ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に、 入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

# (2) サービスの見込量 (1 か月あたり)

# ア共同生活援助(グループホーム)

第 4 期計画における見込量は、事業所の定員の増減及び第 4 章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を勘案して、利用者数を見込んでいます。

# 共同生活援助の見込量(1か月あたり)

	第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は推計)			第 4 期 計 画 見 込 量			
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平成 29 年度	
共同生活援助	105 人	116 人	127 人	127 人	147 人	161 人	

<sup>※</sup>第3期期間中は、共同生活援助と共同生活介護の合算です。

# イ 施設入所支援

第 4 期計画における見込量は、第 4 章に掲載している福祉施設入所 者の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

# 施設入所支援の見込量(1か月あたり)

	第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は推計)			第4期計画見込量			
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度			平 成 28 年 <b>度</b>	平 成 29 年 度	
施設入所支援	202 人	200 人	197 人	196 人	194 人	192 人	

# (3) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進する上で、グループホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今後とも高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

施設入所支援については、入所施設での支援が必要となる方が確実に サービスを利用することができるように、一定の定員の確保に努めます。

# 4 相談支援

#### (1) サービスの概要

#### ア計画相談支援

利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等について、「サービス等利用計画案」の作成と指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援(サービス利用支援)し、また、一定の期間ごとに、サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援(継続サービス利用支援)を行うものです。

#### イ 地域相談支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関

する支援(地域移行支援)、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援(地域定着支援)を行うものです。

# (2) サービスの見込量 (1か月または1年あたり)

#### ア計画相談支援

第 4 期計画における見込量は、自己作成を除くすべての指定障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となるよう見込んでいます。

計画相談支援の見込量(1か月あたり)

	第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は推計)			第4期計画見込量			
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平成 27 年度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	
計画相談支援	47 人	86 人	65 人	110 人	120 人	130 人	

# イ地域相談支援

第 4 期計画における見込量は、施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量(1年あたり)

	第 3 期計画利用実績 (平成 26 年度は推計) 平成 平成 平成 24 年度 25 年度 26 年度			第 4	期計画見	込量
					平成 28 年度	
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	2 人	4 人	6 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	2 人	4 人	6 人

<sup>※</sup> 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

#### (3) 見込量確保のための方策

計画相談支援の事業者指定は、事業所の所在地を管轄する市町村長が行うこととされているため、指定障害福祉サービス等の利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することが可能になるよう、制度の周知を図り対応できる事業者の増加に努めます。

#### 5 障害児通所支援等のサービス

#### (1)障害児相談支援

#### アサービスの概要

障がい児が利用する通所支援(放課後等デイサービス・児童発達支援など)について、障がい児や保護者の状況や環境を踏まえた上で、障害児支援利用計画を作成し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援し、また、一定の期間ごとに、利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援(継続障害児支援利用援助)等を行います。

#### イ サービスの見込量(1か月あたり)

第 4 期計画における見込量は、今後の利用者の拡大を念頭に増加傾向で見込んでいます。

障害児相	談支援	の見込	量(1	か月あ	たり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第 4 期計画見込量		
	平成 平成 平成 24 年度 25 年度 26 年度		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度	
障害児相談支援	34 人	70 人	71 人	75 人	80 人	85 人

# (2) 児童発達支援

# ア サービスの概要

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指

導し、自活に必要な知識・技能を持つことを目指し、また集団生活への 適応のための訓練を行います。

# イ サービスの見込量(1か月あたり)

第 4 期計画における見込量は、今後の利用者の拡大を念頭に増加傾向で見込んでいます。

# 児童発達支援の見込量(1か月あたり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第 4 期 計 画 見 込 量		
		平 成 25 年 度			平成 28 年度	平 成 29 年 度
	1,187人日	1,247人日	1,586人日	1,600人日	1,700人日	1,800人日
児 童 発 達 支 援	142 人	159 人	162 人	170 人	175 人	180 人

#### (3) 放課後等デイサービス

# ア サービスの概要

就学中の障がい児が、学校終了後の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行うほか、放課後等の居場所づくりを行います。

# イ サービスの見込量(1か月あたり)

第 4 期計画における見込量は、早期支援の必要性や社会情勢の変化 等から利用者数等を見込んでいます。

# 放課後等デイサービスの見込量(1か月あたり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度		平成 28 年度	平成 29 年度
放 課 後 等 デイサービス	1,097人日	1,364人日	1,715人日	1,859人日	1,898人日	1,950人日
	101 人	128 人	141 人	143 人	146 人	150 人

# (4) 保育所等訪問支援

# ア サービスの概要

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを 訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活 に適応するための専門的な支援を行います。

# イ サービスの見込量(1か月あたり)

第 4 期計画における見込量は、定期的な保育所訪問等支援の実施を 見込んでいます。

保育所等訪問支援の見込量(1か月あたり)

	第3期計画利用実績 (平成26年度は推計)			第4期計画見込量		
		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度		平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	7人日	3人日	1 人日	5人日	5人日	5人日
	3 人	3 人	1 人	5 人	5 人	5 人

# (5) 見込量確保のための方策

本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、そ

れぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者に働きかけていきます。

# 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

#### 実施する事業の内容

#### (1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者の地域社会で の自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低 所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

#### ア理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」 をなくすため、日頃、障がい者と接する機会の少ない市民に対して、 障がい者に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

# イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設が、地域を対象に行う活動を支援します。

#### ウ 障害者相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、 基幹相談支援センターの設置について、検討していきます。

#### 工 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、障がい者の自己決定権の尊 重や本人の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援するものです。

#### 才 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に

対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

#### 力 意思疎通支援事業

#### 〇 手 話 通 訳 者 · 要 約 筆 記 者 派 遣 事 業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図るものです。

#### 〇手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口に手 話通訳者を配置するものです。

#### キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具 費を給付し、日常生活の利便の向上を図るものです。

#### ク 手話奉仕員養成研修事業

手話通訳者又は日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、 要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、 研修会を開催するものです。

#### ケ移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

#### コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援するものです。

#### (2) 任意事業 (主なもの)

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者が地域 社会で自立して生活できるよう、また、障がい者の社会参加を促進する よう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援サービス事業 において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

#### ア日常生活支援

#### (7) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

#### (イ) 日中一時支援サービス事業

障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者を預かることにより、障がい児者の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

#### (ウ) 生活支援事業

#### ○重度障がい者緊急通報システム事業

単身又は障がい者のみの世帯に属する重度障がい者等の健康状況の悪化等による緊急事態に対する不安の解消及び緊急連絡手段の確保を図るため、無線発信機等の専用通信装置を貸与するものです。

#### 〇食の自立支援事業

単身又は障がい者のみの世帯に属する重度障がい者等で食事サービスを希望する者に、安否確認を兼ね、配食サービスを行うものです。

#### イ社会参加支援

#### (ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等

障がい児者の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるよう、多くの障がい児者が参加できるスポーツ大会やレクリエーション事業を実施するものです。

#### (1) 自動車運転免許取得·改造助成

#### 〇自動車運転免許取得費助成事業

障がい者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとともに、 就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自動車運転免許 の取得に対し助成を行うものです。

#### 〇自動車改造助成事業

身体障がい者の日常生活の支援及び生活圏の拡大を図るとと もに、就労その他の社会活動の参加促進を図るため、自らが運 転する自動車の改造に対し助成を行うものです。

#### ウ就業・就労支援

#### (7) その他就業・就労支援

#### 〇障がい者就職支度金給付事業

就職時に一度に必要となる物品(ワイシャツ・ブラウス・鞄・靴等)の購入に充てるため、6か月以上継続して雇用される見込みのある障がい者に支度金を支給するものです。

#### 必須事業の実施状況及び見込量等

#### (1) 理解促進研修 · 啓発事業

2

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期 計 画 (実 績)			第 4	期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修 ・啓発事業	実 施	実 施	実 施	実施	実 施	実施

#### (2) 自発的事業支援事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期計画(実績)			第 4	期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的事業支援事業	実 施	実 施	実 施	実施	実施	実施

#### (3) 障害者相談支援事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期 計 画 (実 績 )			第 4 期 計 画 (予 定 )		
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度		平 成 29 年 度
相談支援事業	実 施 (4 か所)	実 施 (4 か所)	実 施 (1 か所)	<b>実施</b> (1 か所)	<b>実施</b> (1 か所)	<b>実施</b> (1 か所)
基幹相談支援センターの設置				(検討)	(検討)	(検討)

<sup>※</sup> 相談支援事業は、平成 26 年度から、従来4か所にあったものを1施設に集約しました。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期計画(実績) (平成 26 年度は推計)			第 4	期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平成 28 年度	平 成 29 年 度
成年後見制度利用支援事業	2 件	3 件	8 件	8 件	10 件	12 件

<sup>※</sup> 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期 計 画(実 績)			第 4	期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平成 28 年度	平 成 29 年 度
成 年 後 見 制 度法人後見支援事業	_	_	-	実施	実 施	実 施

#### (6) 意思疎通支援事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第3期計画(実績) (平成26年度は推計)			第4期計画(予定)		
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
手話通訳者·要約 筆記者派遣事業	458 件	371 件	450 件	480 件	500 件	520 件
手話通訳者設置事業	実 施	実 施	実 施	実施	実 施	実施

<sup>※</sup> 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

#### (7) 日常生活用具費支給事業

#### 各年度の給付状況と給付見込量(年間)

				第3期計画(実績) (平成26年度は推計)			第 4 期 計 画 (見 込 量 )		
				平 成 24 年 度	平 成 25 年 度		平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平成 29 年度
介支	護 援	· 訓 用	練具	6 件	6 件	10 件	10 件	10 件	10 件
自支	立 援	生用	活 具	26 件	20 件	30 件	30 件	30 件	30 件

在 宅 療 養 等 支 援 用 具	18 件	37 件	30 件	30 件	30 件	30 件
情報·意思疎通 支援用具	33 件	33 件	35 件	30 件	30 件	30 件
排せつ管理用具	3,408 件	3,622 件	3,600 件	3,700 件	3,700 件	3,800 件
居宅生活動作補助用具	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

<sup>※</sup> 数値は、各年度の年間給付実績及び年間見込量です。

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

#### 各年度の事業実施状況と実施予定

	第 3 期 計 画(実 績)			第 4	期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度			
手 話 奉 仕 員養 成 研 修 事 業	_	_	_	_	15 人	15 人

<sup>※</sup> 数値は、各年度の研修終了見込者数です。

#### (9) 移動支援事業

#### 各年度の利用状況と利用見込量(年間)

	第3期計画(実績) (平成26年度は推計)			第 4 期 計 画 (見 込 量)		
			平 成 26 年 度		平成 28 年度	平 成 29 年 度
年間実利用者数	164 人	164 人	161人	160 人	160 人	160 人
年間延べ利用時間	20,163h	24,058h	23,664h	24,300h	25,000h	26,000h

#### (10) 地域活動支援センター事業

#### 各年度の事業所数と利用定員数

	第 3	第 3 期 計 画(実 績)			期計画(予	定)
	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
事 業 所 数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
利 用 定 員 数	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人

#### 3 必須事業の見込量確保のための方策

障がい児者やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい児者が利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

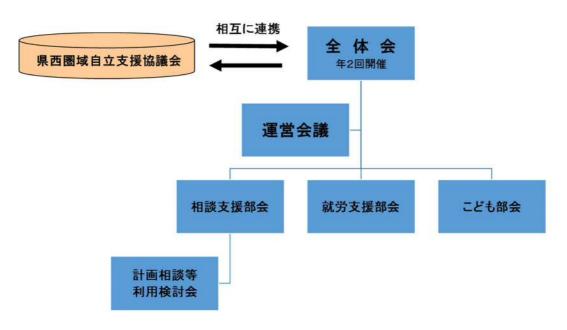
## 第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて担当課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します

#### 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

## 参考1 用語解説

#### 〇 社 会 的 障 壁 (P2)

障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる社会的慣習や制度のこと。

#### OおだわらTRYプラン(P3)

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」のこと。

総合計画は、地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、どのような自治体を目指すのか、目指すべき都市像を定めたり、そのためにどのような施策を行っていくのか、自治体が関わる様々な分野の事務事業について記載しています。

#### ○ケアタウン(構想)(P5)

高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度 的な枠組みを越えて、市民、地域、事業者、行政等が一体となって支える 仕組みづくりのこと。

#### 〇一般就労(P7ほか)

障がい者の就労形態のひとつで、一般の企業などで雇用契約に基づいて 就業したり、在宅就労すること。

#### 〇地域包括ケアシステム(P15)

国では、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる平成37年を 目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らし を人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・ 生活支援を一体的に提供するためのシステムの構築を目指しています。

#### 〇児童発達支援センター (P15)

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の 指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

開設には、専門職員の配置などの人員基準や必要とする設備や備品などを定めた設備基準の要件を満たす必要があります。

#### 〇地域生活支援事業 (P32)

市町村及び都道府県が、国(市町村にあっては都道府県も)の補助を受け、障がい児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、それぞれの地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のこと。

## 参考2 基礎調査及び市民意見等の募集について

#### 1 市内法人・団体に対する基礎調査

#### (1) 目的

本計画のサービス見込量の算定等の基礎資料とするため、市内に本部があり障害福祉サービス等を提供している法人・団体に対して調査を実施しました。

#### (2) 調査対象数及び回答数(回答率)

調査対象数	回答数(回答率)
36	25 (69.4%)

#### (3) 調査方法

調査文書等を郵送し、郵送またはファクシミリで回答

#### (4) 調査期間

平成 26 年 9 月 26 日 (金) から平成 26 年 10 月 10 日 (金) まで

#### (5) 調査項目

- ア 第4期計画期間中の新たに障害福祉サービスを開始する予定
- イ 第4期計画期間中の既に提供している障害福祉サービスの定員 を増減する予定
- ウ 法人に対するサービスご利用者やそのご家族から要望など
- エ 本計画の策定に関して、ご意見、ご要望など

#### 2 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域自立自立支援協議会の意見聴取

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第88条第8項において、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、関係機関、関係団体、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映するため、平成26年11月20日開催の第1回同協議会に本計画(素案)を、平成27年2月20日開催の第2回同協議会に本計画(案)を報告し意見聴取しました。

#### 3 市民意見募集の概要

#### (1) 目的

本計画について、市民の意見を広く聴くため、市民意見の募集(パ ブリックコメント)を実施しました。

#### (2) 意見募集期間贈呈

平成 27 年 1 月 13 日 (火) から平成 27 年 2 月 12 日 (木) まで

#### (3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページの意見投稿フォーム、障がい 福祉課への直接提出のいずれかの方法

#### (4) 提出された意見の件数・趣旨

#### ア 意見の件数 (人数)

3件(2人)

#### イ意見の趣旨

- ・軽度障がい者への就労相談等、食事等の日常生活支援、日々の 安否確認などについて、行政と事業者がどのように連携して進 めていくか具体的にすべき。
- ・理解促進研修・啓発事業において、自治会長にゲートキーパーになってもらい、理解促進・啓発を進めるとあるが、自治会長は多くの業務がありこれ以上の役割を求めるのは困難である。 民生委員やPTAについて研修等を実施したらどうか。
- ・ 自発的事業支援事業において、新たな市民活動サポートセンターについて、障がい者団体の利用には、他の市民団体と整合性のある使用料の減免を行ってほしい。

#### ウ意見の反映状況

提出された意見のうち、1 件については、事業として既に実施しているものでした。残る 2 件については、今後の計画の推進あるいは別の計画の検討の中で、参考とさせていただきます。

なお、2件(再掲)については、提案を参考に、文章を加筆・修正 させていただきました。

## 参考3 第4期計画の策定経過

平成 26年 9月	● 市内法人に対する基礎調査 市内に本部があり障害福祉サービス等を提供している法人・団体に対して調査を実施
平成 26 年 11 月	● 自立支援協議会 平成 26 年度第 1 回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河 原町地域障害者自立支援協議会において、第 4 期小田 原市障がい福祉計画(素案)についての意見を聴取
平成 26年 12月	●議会報告 厚生文教常任委員会へ第 4 期小田原市障がい福祉計画 (素案)を報告
平成 27 年 1 月	●市民意見の募集 第 4 期小田原市障がい福祉計画(素案)に対する市 民意見の募集を実施(平成 27 年 1 月 13 日~平成 27 年 2 月 12 日)
平成 27 年 2 月	●自立支援協議会 平成 26 年度第 2 回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河 原町地域障害者自立支援協議会において、市民意見の 募集結果を反映した第 4 期小田原市障がい福祉計画 (案)についての意見を聴取  ●神奈川県への意見照会 障害者総合支援法第 88 条第 10 項の規定に基づき、 県知事に対して、第 4 期小田原市障がい福祉計画の策
平成 27 年 3 月	定に係る意見を照会  ● 神奈川県から意見回答 県知事から、意見照会した第 4 期小田原市障がい福祉計画について意見回答(異議なし)

# 参考 4 期計画における指定障害福祉サ ービス等の見込量一覧

#### 〇指定障害福祉サービス

		第 4 期 計 画 見 込 量 (1 か 月 あ た り)						
サービス種別		平成 27 年度		平成 28年度		平成 29 年度		
		見 込 量	利用者	見 込 量	利用者	見 込 量	利用者	
訪問系	居 宅 介 護・ 重度訪問介護 ・同 行 援 護 ほ か	7,321時間	288 人	7,721時間	307 人	8 , 1 2 0 時間	326 人	
日中活動系	生活介護	7,943人日	400 人	8,139人日	410 人	8,336人日	420 人	
	自 立 訓 練 (機能訓練)	117人日	12 人	1 1 9 人日	12 人	1 2 2 人日	13 人	
	自 立 訓 練 (生活訓練)	420人日	20 人	420人日	20 人	420人日	20 人	
	就労移行支援	980人日	49 人	1,080人日	54 人	1,180人日	59 人	
	就 労 継 続 支 援 ( A 型 )	1 2 9 人日	6 人	138人日	6 人	147人日	7 人	
	就労継続支援 (B型)	6,828人日	369 人	7,450人日	382 人	8,104人日	406 人	
	療養介護		30 人		30 人		757 人	
	短 期 入 所 (福 祉 型)	613人日	108 人	660人日	119 人	707人日	130 人	
	短期入所(医療型)	4 6 人日	11 人	48人日	12 人	5 0 人日	13 人	
居住系	グループホーム		127 人		147 人		161 人	
	施設入所支援		196 人		194 人		192 人	
相談支援	サービス利用支援 継続サービス利用支援		110 人		120 人		130 人	
	地域移行支援		2 人		4 人		6 人	
	地域定着支援		2 人		4 人		6 人	

※地 域 移 行 支 援、地 域 定 着 支 援 については、1年 あたりの数 値 です。

### 〇障害児通所サービス

		第4期計画見込量(1か月あたり)						
サービス種別		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		見込量	利用者	見込量	利用者	見込量	利用者	
障害児通所支援等	障害児相談支援		75 人		80 人		85 人	
	児童発達支援	1,600人日	170 人	1,700人日	175 人	1,800人日	180 人	
	放課後等デイサービス	1,859人日	143 人	1,898人日	146 人	1,950人日	150 人	
	保育所等訪問支援	5人日	5 人	5人日	5 人	5人日	5 人	



## 第4期小田原市障がい福祉計画

平成27年3月

発行者 小田原市

編集の田原市福祉健康部障がい福祉課

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

TEL:0465-33-1446 FAX:0465-33-1317